

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する基本方針

2019年5月31日  
丸三証券株式会社

丸三証券株式会社(以下、「当社」)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン等」)防止に関する基本方針を以下の通りに定め、適用される関係法令等を遵守すると共に、マネロン等リスク管理態勢の整備を図ります。

### 1. (組織態勢)

当社の経営陣は、マネロン等防止対策の重要性を認識し、監理本部長をマネロン等防止対策に係る担当役員とし、監理本部をマネロン等防止対策の主管部署とします。

### 2. (リスク評価)

当社は、取引時確認及び継続的なお客様との取引におけるマネロン等リスクを、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、適切に特定・評価し、低減措置を講じます。さらには、お客様との取引に係る定期的な調査及び分析の結果を記録し、それらの記録を活用して、対応策を見直します。

### 3. (疑わしい取引の届出)

当社は、営業部店からの報告または取引モニタリングの実施による「疑わしい取引」を速やかに当局に届出いたします。

### 4. (従業員研修の方針)

当社は、取引時確認及び継続的なお客様との取引が適切に行われる様、役職員への指導・研修を適宜実施します。

### 5. (内部監査の方針)

当社は、マネロン等防止の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、態勢の改善に努めます。

以上